

定款

社会福祉法人安濃津福祉会 定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービスセンターの経営

(ロ) 放課後児童健全育成事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人安濃津福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 4 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行

令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

- 第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第 23 条 理事及び監事に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

- 第 24 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

- 第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第 27 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の決議をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事長と監事が、前項の議事録に署名する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- | | | | |
|------|---------------------------------------------------------------|--------|---------|
| (1) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番2 | 敷地 | 132.51㎡ |
| (2) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番3 | 敷地 | 409.00㎡ |
| (3) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番6 | 敷地 | 56.19㎡ |
| (4) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番7 | 敷地 | 97.84㎡ |
| (5) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番10 | 敷地 | 6.93㎡ |
| (6) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番11 | 敷地 | 9.65㎡ |
| (7) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番12 | 敷地 | 122.01㎡ |
| (8) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番14 | 敷地 | 81.12㎡ |
| (9) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番地3、
1453番地2、1453番地10、1453番地11、1453番地12 | | |
| | 鉄骨造かわらぶき平家建 デイサービスセンター | 床面積 | 176.58㎡ |
| (10) | 三重県津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番地14、
1453番地6、1453番地7、1453番地12 | | |
| | 木造かわらぶき2階建 保育所 | 床面積 1階 | 96.05㎡ |
| | | 床面積 2階 | 95.23㎡ |

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、津市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、津市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して、基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を津市長に届け出た場合。尚、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく津市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害児通所支援事業
 - (2) 居宅介護支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、津市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を津市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人安濃津福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員及び評議員の選任を行うものとする。

理事長	小倉 由起子	理事	加藤 利枝
理事	伊藤 薫	〃	蒔田 勝義
〃	斎藤 邦彦	〃	原田 富士子
監事	高原 祥子	監事	中湖 喬
評議員	片岡 福生	評議員	川戸 恵子
〃	田中 登	〃	福田 勝二
〃	福田 洋子	〃	水谷 千春
〃	水谷 優		

この定款は法人設立の日(令和2年 12 月 22 日)から施行する。

役員報酬規程

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人安濃津福祉会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長及び常勤理事（以下「常勤役員等」という。）については、月額報酬、賞与及び退職金を支給する。職員を兼務する常勤理事等については、第5条を遵守する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として5年以上従事し、且つ、円満に任期を満了または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 月額報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

(3) 退職金については、別表3に定める額

(4) 通勤手当は、当法人給与規程の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、交通費・宿泊料の実費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて別表1の役員報酬等を支給する。

(報酬等の支払方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支払方法は、各役員等が指定する金融機関等

の口座に振り込んで支払うものとする。

(報酬等の支給時期)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 月額報酬の支給日は毎月月末とする。ただし、その日が金融機関等の休日にあたる時は、その前日においてその金融機関等の営業日に支給日とする。

(2) 賞与は、7月第1金曜日及び12月第1金曜日(以下、「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員等に対して、それぞれ基準日に支給する。

(3) 退職金については、退任、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。但し、常勤役員等については、支給しない。

3 監事に対する報酬は、監査実施日毎に1回2万5千円(交通費込み源泉税徴収後)を支給する。但し、役員会等に出席する場合には、別表4の記載金額を支給する。

4 報酬等は、当法人の給与規程に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

5 役員会等が、同日に2回以上開催された場合でも、報酬等は1回のみを支給とする。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新に常勤役員等に就任した者には、その月から月額報酬額を満額支給する。

2 常勤役員等が任期満了にて退任した者及び死亡によって退任した者には、その月の報酬額を満額支給する。

3 常勤役員等が月の中途にて辞任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の稼働日数を基礎とした日割りによって計算する。日割計算の金額は、千円未満については切り上げとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、当法人の理事会承認日（令和3年3月28日）後の翌事業年度より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

理事長・・・・・・・・月額報酬 100,000円以内
常務理事・・・・・・・・月額報酬 25,000円以内

別表2（常勤役員等の報酬）

7月賞与・・・・・・・・月額報酬の2ヶ月分以内
12月賞与・・・・・・・・月額報酬の2ヶ月分以内

別表3（常勤役員等の退職金）

常勤役員等・・・・・・・・月額報酬×勤続月数（1ヶ月未満は1ヶ月とみなす。）
（ただし、休職期間は勤続月数より控除する。）

別表4（非常勤役員等の報酬）

役員会出席毎に、1回1万円（交通費込み源泉税徴収後）を支給する。

別表5（評議員の報酬）

評議員委員会開催毎に、1回1万円（交通費込み源泉税徴収後）を支給する。

別表6（評議員選任・解任委員の報酬）

委員会開催毎に、1回1万円（交通費込み源泉税徴収後）を支給する。

決算報告書

決算報告書

第 1 期

自 2020年12月22日

至 2021年 3月31日

社会福祉法人 安濃津福社会

法人単位貸借対照表

2021年 3月31日現在

社会福祉法人 安濃津福祉会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	24,016,444	0	24,016,444	流動負債	13,794,059	0	13,794,059
現金預金	14,662,822	0	14,662,822	事業未払金	6,609,804	0	6,609,804
事業未収金	9,129,468	0	9,129,468	1年以内返済予定設備資金借入金	4,020,000	0	4,020,000
未収金	169,895	0	169,895	預り金	587,819	0	587,819
立替金	54,259	0	54,259	職員預り金	366,578	0	366,578
				前受金	2,209,858	0	2,209,858
固定資産	82,026,509	0	82,026,509	固定負債	33,154,000	0	33,154,000
基本財産	77,159,911	0	77,159,911	設備資金借入金	33,154,000	0	33,154,000
土地	34,073,029	0	34,073,029	負債の部合計	46,948,059	0	46,948,059
建物	43,086,882	0	43,086,882				
その他の固定資産	4,866,598	0	4,866,598	純 資 産 の 部			
建物	1,297,386	0	1,297,386	基本金	89,193,727	0	89,193,727
構築物	2,579,398	0	2,579,398	基本金	89,193,727	0	89,193,727
器具及び備品	486,750	0	486,750	国庫補助金等特別積立金	486,750	0	486,750
借地権	330,804	0	330,804	国庫補助金等特別積立金	486,750	0	486,750
ソフトウェア	172,260	0	172,260	次期繰越活動増減差額	30,585,583	0	30,585,583
				(うち当期活動増減差額)	30,585,583	0	30,585,583
資産の部合計	106,042,953	0	106,042,953	純資産の部合計	59,094,894	0	59,094,894
				負債及び純資産の部合計	106,042,953	0	106,042,953

法人単位事業活動計算書

(自) 2020年12月22日 (至) 2021年 3月31日

社会福祉法人 安濃津福祉会

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
収 益	介護保険事業収益	[6,351,576]	[0]	[6,351,576]	
	施設介護料収益	(5,148,956)	(0)	(5,148,956)	
	介護報酬収益	4,590,593	0	4,590,593	
	利用者負担金収益(公費)	10,289	0	10,289	
	利用者負担金収益(一般)	548,074	0	548,074	
	居宅介護支援介護料収益	(702,330)	(0)	(702,330)	
	居宅介護支援介護料収益	666,402	0	666,402	
	介護予防支援介護料収益	35,928	0	35,928	
	利用者等利用料収益	(500,290)	(0)	(500,290)	
	食費収益(一般)	500,290	0	500,290	
	児童福祉事業収益	[16,285,700]	[0]	[16,285,700]	
	私的契約利用料収益	(5,899,950)	(0)	(5,899,950)	
	月謝(基本料)	4,798,209	0	4,798,209	
	月謝(個別)	910,841	0	910,841	
	その他	190,900	0	190,900	
	その他の事業収益	(10,385,750)	(0)	(10,385,750)	
	補助金事業収益(公費)	10,385,750	0	10,385,750	
	障害福祉サービス等事業収益	[2,521,295]	[0]	[2,521,295]	
	障害児施設給付費収益	(2,352,532)	(0)	(2,352,532)	
	障害児通所給付費収益	2,352,532	0	2,352,532	
	利用者負担金収益	168,763	0	168,763	
	経常経費寄附金収益	[7,575,000]	[0]	[7,575,000]	
	その他の収益	[6,000]	[0]	[6,000]	
	サービス活動収益計(1)	32,739,571	0	32,739,571	
	サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 部	人件費	[8,580,859]	[0]	[8,580,859]
		職員給料	7,785,120	0	7,785,120
法定福利費		795,739	0	795,739	
事業費		[4,506,198]	[0]	[4,506,198]	
給食費		760,030	0	760,030	
医薬品費		1,922	0	1,922	
保健衛生費		198,503	0	198,503	
教養娯楽費		13,728	0	13,728	
水道光熱費		176,701	0	176,701	
消耗器具備品費		1,402,418	0	1,402,418	
賃借料		800,000	0	800,000	
車輛費		1,152,140	0	1,152,140	
雑費		756	0	756	
事務費		[3,015,509]	[0]	[3,015,509]	
費 用	旅費交通費	197,688	0	197,688	
	研修研究費	105,087	0	105,087	
	事務消耗品費	431,910	0	431,910	
	修繕費	13,750	0	13,750	

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
	通信運搬費	83,006	0	83,006
	会議費	52,646	0	52,646
	広報費	72,400	0	72,400
	業務委託費	621,000	0	621,000
	手数料	445,539	0	445,539
	保険料	311,825	0	311,825
	土地・建物賃借料	477,160	0	477,160
	租税公課	13,266	0	13,266
	保守料	129,030	0	129,030
	渉外費	3,672	0	3,672
	雑費	57,530	0	57,530
	減価償却費	[505,219]	[0]	[505,219]
	国庫補助金等特別積立金取崩額	[8,250]	[0]	[8,250]
	サービス活動費用計(2)	16,599,535	0	16,599,535
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	16,140,036	0	16,140,036
サービス活動外増減の部	受取利息配当金収益	[5]	[0]	[5]
	サービス活動外収益計(4)	5	0	5
	支払利息	[141,624]	[0]	[141,624]
	サービス活動外費用計(5)	141,624	0	141,624
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	141,619	0	141,619
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	15,998,417	0	15,998,417
特別増減の部	施設整備等寄附金収益	[43,104,727]	[0]	[43,104,727]
	施設整備等寄附金収益	(43,104,727)	(0)	(43,104,727)
	現物寄附金	43,104,727	0	43,104,727
	事業区分間繰入金収益	[1,801,992]	[0]	[1,801,992]
	サービス区分間繰入金収益	[2,721,955]	[0]	[2,721,955]
	特別収益計(8)	47,628,674	0	47,628,674
	基本金組入額	[89,193,727]	[0]	[89,193,727]
費用	国庫補助金等特別積立金積立額	[495,000]	[0]	[495,000]
	事業区分間繰入金費用	[1,801,992]	[0]	[1,801,992]
	サービス区分間繰入金費用	[2,721,955]	[0]	[2,721,955]
	特別費用計(9)	94,212,674	0	94,212,674
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	46,584,000	0	46,584,000
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	30,585,583	0	30,585,583
繰越	前期繰越活動増減差額(12)	0	0	0
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	30,585,583	0	30,585,583

	勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
活 動 増 減 差 額 の 部	基本金取崩額(14)	[0]	[0]	[0]
	その他の積立金取崩額(15)	[0]	[0]	[0]
	その他の積立金積立額(16)	[0]	[0]	[0]
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	30,585,583	0	30,585,583

法人単位資金収支計算書

(自) 2020年12月22日 (至) 2021年 3月31日

社会福祉法人 安濃津福祉会

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
収 入	介護保険事業収入	[6,396,000]	[6,351,576]	[44,424]
	施設介護料収入	(5,382,000)	(5,148,956)	(233,044)
	介護報酬収入	4,796,000	4,590,593	205,407
	利用者負担金収入(公費)	0	10,289	10,289
	利用者負担金収入(一般)	586,000	548,074	37,926
	居宅介護支援介護料収入	(600,000)	(702,330)	(102,330)
	居宅介護支援介護料収入	560,000	666,402	106,402
	介護予防支援介護料収入	40,000	35,928	4,072
	利用者等利用料収入	(414,000)	(500,290)	(86,290)
	食費収入(一般)	414,000	500,290	86,290
	児童福祉事業収入	[11,648,000]	[16,285,700]	[4,637,700]
	私的契約利用料収入	6,000,000	5,899,950	100,050
	その他の事業収入	(5,648,000)	(10,385,750)	(4,737,750)
	補助金事業収入(公費)	5,548,000	10,385,750	4,837,750
	その他の事業収入	100,000	0	100,000
	障害福祉サービス等事業収入	[2,250,000]	[2,521,295]	[271,295]
	障害児施設給付費収入	(2,120,000)	(2,352,532)	(232,532)
	障害児通所給付費収入	2,120,000	2,352,532	232,532
	利用者負担金収入	130,000	168,763	38,763
	経常経費寄附金収入	[7,575,000]	[7,575,000]	[0]
受取利息配当金収入	[0]	[5]	[5]	
その他の収入	[110,000]	[6,000]	[104,000]	
利用者等外給食費収入	90,000	0	90,000	
雑収入	20,000	0	20,000	
事業活動収入計(1)		27,979,000	32,739,576	4,760,576
事 業 活 動 に よ る 収 支	人件費支出	[10,308,000]	[6,450,774]	[3,857,226]
	役員報酬支出	150,000	0	150,000
	職員給料支出	9,199,000	5,655,035	3,543,965
	退職給付支出	63,000	0	63,000
	法定福利費支出	896,000	795,739	100,261
	事業費支出	[3,827,363]	[4,533,562]	[706,199]
	給食費支出	669,474	787,394	117,920
	医薬品費支出	0	1,922	1,922
	保健衛生費支出	25,000	198,503	173,503
	教養娯楽費支出	55,000	13,728	41,272
	水道光熱費支出	293,100	176,701	116,399
	消耗器具備品費支出	1,717,789	1,402,418	315,371
	賃借料支出	22,000	800,000	778,000
	車輛費支出	1,020,000	1,152,140	132,140
雑支出	25,000	756	24,244	
事務費支出	[5,503,408]	[2,939,452]	[2,563,956]	
福利厚生費支出	41,000	0	41,000	

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
支 出	旅費交通費支出	45,000	138,130	93,130
	研修研究費支出	30,000	105,087	75,087
	事務消耗品費支出	253,000	415,411	162,411
	水道光熱費支出	26,200	0	26,200
	修繕費支出	0	13,750	13,750
	通信運搬費支出	471,008	83,006	388,002
	会議費支出	65,000	52,646	12,354
	広報費支出	15,200	72,400	57,200
	業務委託費支出	2,991,000	621,000	2,370,000
	手数料支出	375,000	445,539	70,539
	保険料支出	40,000	311,825	271,825
	土地・建物賃借料支出	800,000	477,160	322,840
	租税公課支出	64,000	13,266	50,734
	保守料支出	192,000	129,030	62,970
	渉外費支出	20,000	3,672	16,328
	諸会費支出	15,000	0	15,000
	雑支出	60,000	57,530	2,470
支払利息支出	[0]	[141,624]	[141,624]	
事業活動支出計(2)		19,638,771	14,065,412	5,573,359
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		8,340,229	18,674,164	10,333,935
施 設 整 備 等 に よ る 支 出	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	設備資金借入金元金償還支出	[0]	[1,340,000]	[1,340,000]
	固定資産取得支出	[1,967,328]	[751,300]	[1,216,028]
	構築物取得支出	1,472,328	256,300	1,216,028
	器具及び備品取得支出	495,000	495,000	0
	その他の施設整備等による支出	[0]	[178,200]	[178,200]
	ソフトウェア取得支出	0	178,200	178,200
	施設整備等支出計(5)	1,967,328	2,269,500	302,172
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		1,967,328	2,269,500	302,172
そ の 他 の 活 動 に よ る	事業区分間繰入金収入	[0]	[605,216]	[605,216]
	サービス区分間繰入金収入	[750,000]	[1,551,915]	[801,915]
	その他の活動収入計(7)	750,000	2,157,131	1,407,131
支 出	事業区分間繰入金支出	[200,000]	[1,678,876]	[1,478,876]
	サービス区分間繰入金支出	[750,000]	[2,640,534]	[1,890,534]

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
収	その他の活動支出計(8)	950,000	4,319,410	3,369,410
支	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	200,000	2,162,279	1,962,279
	予備費支出(10)	0	—————	0
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	6,172,901	14,242,385	8,069,484
前期末支払資金残高(12)		0	0	0
当期末支払資金残高(11)+(12)		6,172,901	14,242,385	8,069,484

財産目録

2021年 3月31日現在

社会福祉法人 安濃津福祉会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	1,125,273
普通預金	百五銀行	-	運転資金として	-	-	13,537,549
小計						14,662,822
事業未収金						
	国保連合会	-	運転資金として	-	-	7,646,919
	利用者	-	施設利用料等	-	-	1,472,994
	その他	-		-	-	9,555
小計						9,129,468
未収金						
立替金	従業員他	-		-	-	169,895
		-		-	-	54,259
流動資産合計						24,016,444
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番3、2、11	-	あゆみ野デイサービスセンター	34,073,029	-	34,073,029
土地	津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番14	-	放課後児童クラブあゆみ野			
建物		-		43,499,886	413,004	43,086,882
基本財産合計						77,159,911
(2) その他の固定資産						
建物	津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番地2	-	障害児通所サービス	1,342,123	44,737	1,297,386
構築物	津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番地2	-	駐車場・外構・擁壁工事	2,612,686	33,288	2,579,398
器具及び備品	サーマルカメラ2台	令和2年度	利用者検温用	495,000	8,250	486,750
借地権	津市一身田大古曾字前ヶ谷1453番地8、16	-	駐車場の整地費用	-	-	330,804
ソフトウェア	会計ソフト	令和2年度		-	-	172,260
その他の固定資産合計						4,866,598
固定資産合計						82,026,509
資産合計						106,042,953
負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	職員給与、借入返済額、運営経費等	-		-	-	6,609,804
1年以内返済予定設備資金借入金	日本政策金融公庫	-		-	-	4,020,000
預り金	利用者損害保険令和3年度分	-		-	-	587,819
職員預り金	職員社会保険料等	-		-	-	366,578
前受金	利用者年会費・入会金令和3年度分	-		-	-	2,209,858
流動負債合計						13,794,059
2 固定負債						
設備資金借入金	日本政策金融公庫	-		-	-	33,154,000
固定負債合計						33,154,000
負債合計						46,948,059
差引純資産						59,094,894

役員名簿

社会福祉法人安濃津福祉会 役員名簿

1. 役員（理事、監事）

定数（理事 6名、監事 2名）

役職名	氏名	住所	特殊関係有無	役員資格	現在の任期	当初就任日
理事長	小倉 由起子		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 <input type="radio"/> 施設管理者 <input type="radio"/> 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 3 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
理事	伊藤 薫		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 <input type="radio"/> 施設管理者 <input type="radio"/> 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 3 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
理事	斎藤 邦彦		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 <input type="radio"/> 施設管理者 <input type="radio"/> 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 3 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
理事	加藤 利枝		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 <input type="radio"/> 施設管理者 <input type="radio"/> 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 3 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
理事	蒔田 勝義		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 <input type="radio"/> 施設管理者 <input type="radio"/> 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 3 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
理事	原田 富士子		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 <input type="radio"/> 施設管理者 <input type="radio"/> 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 3 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
監事	中湖 喬		0	<input type="radio"/> 社福事業識見 <input type="radio"/> 財務管理識見	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
監事	高原 祥子		0	<input type="radio"/> 社福事業識見 <input type="radio"/> 財務管理識見	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日

社会福祉法人安濃津福祉会 役員名簿

評議員	水谷 優		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 施設管理者 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
評議員	水谷 千春		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 施設管理者 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
評議員	福田 勝二		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 施設管理者 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
評議員	福田 洋子		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 施設管理者 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
評議員	片岡 福生		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 施設管理者 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
評議員	川戸 恵子		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 施設管理者 <input type="radio"/> 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日
評議員	田中 登		0	<input type="radio"/> 社福事業経営識見 <input type="radio"/> 地域福祉関係 施設管理者 <input type="radio"/> 上記以外	令和 2 年 12 月 22 日) 令和 5 年度会計に関する定時評議員会の終結の時	令和 2 年 12 月 22 日

(注) 年齢は、就任時の年齢とする。